

第4編

原子力災害対策編

第3章 緊急事態応急対策

第3章 緊急事態応急対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保・県等からの情報への対応

主な実施担当	総務部、建設部、上下水道部、保健福祉部、教育部
防災関係機関等	宮城県

1 特定事象等発生情報等の連絡

- 原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係機関等との連絡体制を確立することとされている。
- 町は、県等から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を県に連絡する等、相互の連絡を密にする。

2 応急対策活動情報の連絡

- 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察本部、町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。
- 町は、県等から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を県に連絡する等、相互の連絡を密にする。

3 一般回線が使用できない場合の対処

- 町は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1章
原子力

第2章
原子力

第3章
原子力

第4章
原子力

4 情報の収集

- 原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合、本町に影響を及ぼすかどうかは、事故の規模や気象状況等を勘案し、状況に応じた対策活動を実施できるよう警戒時からの情報収集が非常に重要となる。
 - 県は、原子力事業者から事故発生等の通報及び特定事象又は警戒事象等発生等の通報を受けた場合は、国との連携を図りつつ原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得る等、事故の状況の把握に努めるものとする。
 - 町は、県等と連携し、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供を受けるよう努める。

5 モニタリングの開始

- 県は、原子力事業者から事故発生等の通報を受けて環境モニタリング体制の強化が必要と認められた場合、又は原子力発電所周辺地域における環境モニタリングによって1マイクロシーベルト/時以上の放射線量率が検知された場合は、直ちに県原子力センター及び原子力事業者に対し、モニタリングステーション等の固定放射線測定施設及びモニタリング班によるモニタリングの開始を指示するものとする。
- 町は、県及び原子力事業者が実施する緊急時モニタリング測定が円滑に行われるよう協力するとともに、必要に応じて測定箇所、測定物、測定頻度等を増やしてモニタリングを実施する。
- 町は、町が管理する学校、公園その他公共施設において高い放射線量が確認されたときは、その原因となっている箇所の特定及び周辺環境への影響を把握するための測定を実施し、その結果に基づき、立入制限等の措置を講ずるとともに、町は、県と連携し、国の原子力災害対策本部が定めた「市町村による除染実施ガイドライン（平成23年8月）」等を参考に、放射性物質の除去計画を策定し実施する。

第3章 緊急事態応急対策

第1章 原子力

第2章 原子力

第3章 原子力

第4章 原子力

6 飲料水・飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

- 町は、国及び県の指導・助言及び指示があったとき又は、放射線被ばくから町民を防護するために必要があると判断するときは、摂取制限等の必要な措置を講ずる。

2 農水産物の採取及び出荷制限

- 町は、国及び県の指導・助言及び指示があったとき又は、放射線被ばくから町民を防護するために必要があると判断するときは、出荷制限等の必要な措置を講ずる。

3 飲料水、飲食物の供給

- 町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、県等と協力して関係住民等への応急措置を講ずる。

第3章 緊急事態応急対策

第2節 活動体制の確立

主な実施担当	総務部
防災関係機関等	宮城県

1 町の活動体制

- 町は、県等から特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、体制を整備し、状況の把握に努めるものとする。
- 町は、県等から依頼があった場合、必要に応じて対策拠点施設の設営準備等への協力を行うものとする。
- 町は、県及び関係機関等と連携し、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談等、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応できるよう窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。

2 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

- 町は、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、災害廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。

3 防災業務関係者の安全確保

- 町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

※防災業務関係者：周辺住民に対する広報・指示伝達、周辺住民の避難誘導、交通整理、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者、及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者。出展：「原子力施設等の防災対策について(防災指針)」(原子力安全委員会平成22年8月)

第3章 緊急事態応急対策

第3節 住民等への的確な情報伝達活動

主な実施担当	総務部
防災関係機関等	宮城県

1 住民等への情報伝達活動

- 町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
- 町は、広報に当たり、広報窓口を一元化し情報の不統一を避けるよう努める。
- 町は、住民等への情報提供にあたっては県等と連携し、情報の発信元を明確にする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、国や県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- 町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供するものとする。なお、その際、心のケア（メンタルヘルス）及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。
- 町は、情報伝達に当たって、防災行政無線、町ホームページ、町メール配信サービス、広報誌等による多様な伝達手段の活用を図る。
- 町は、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止、デマ防止への注意の呼びかけも行う。広報内容は、災害の時間的経過に沿って、緊急情報が中心となる災害直後の段階と風評被害防止や心身の健康相談情報等災害が沈静化した段階に分けて記載する。

第3章 緊急事態応急対策

1 災害直後の情報伝達内容

- ア 被害状況の概要
- イ 避難及び屋内退避の必要性の有無
- ウ 飲食物の摂取制限の必要性の有無
- エ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- オ 町の活動体制、応急対策実施状況に関すること
(相談窓口の設置、交通規制情報、他市町からの受入れ情報等)
- カ その他必要な情報

2 災害が沈静化した段階

- ア 町内の放射性物質及び放射線量測定情報
- イ 被害状況及び応急対策実施状況に関すること
- ウ 風評被害防止のための情報
- エ その他必要な情報

2 住民等からの問い合わせに対する対応

- 町は、県及び関係機関等と連携し、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談等、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応できるよう、住民の情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第4節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

主な実施担当	総務部
防災関係機関等	宮城県

- 町は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣する等協力を行うものとする。
- 町は、県等を通じて屋内退避、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動

主な実施担当	総務部、教育部
防災関係機関等	宮城県

- 町は、必要に応じ、国及び県と連携し、広域におけるモニタリング結果、放射性物質拡散シミュレーション等のデータに基づき、「原子力災害対策指針」（平成25年9月改正）による「OIL と防護措置について」に達する放射性物質による汚染地域を確認した場合、県と連携し、屋内退避等の必要性について速やかに住民に対し広報を行う。
- 町は、町外避難となった場合には、避難先や輸送体制等について県と協議し、検討する。
- 町は、他の被災市町村から本町に避難を行う必要が生じた場合は、県の指示のもと、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力する。

第3章 緊急事態応急対策

第6節 医療措置

主な実施担当	保健福祉部
防災関係機関等	亶理郡医師会、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

- 町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急時被ばく医療について協力するものとする。

第7節 スクリーニング及び健康相談等の実施

主な実施担当	保健福祉部
防災関係機関等	山元町社会福祉協議会、亶理郡医師会

- 東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター、宮城県立病院機構、県保健福祉事務所等の各医療機関等より派遣された医療関係者等からなる診断チームは開設した診療所において、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導を受ける等により、住民等の汚染検査や被ばく線量の推定を行い、除染等を実施するものとする。
- 町は、指定公共機関及び県と連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。
- 町は、県とともに、必要に応じて町民等からの心身の健康に関する相談に応じるとともに、内部被ばく線量を検査するための体制整備に努める。

第3章 緊急事態応急対策

第1章 原子力

第2章 原子力

第3章 原子力

第4章 原子力

第8節 自発的支援の受入れ等

主な実施担当	総務部、保健福祉部
防災関係機関等	山元町社会福祉協議会

- 町は、大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

- 町は、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

- 町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。
- 町は、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

2 義援金の受入れ

- 町は、県と十分協議のうえ、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。